様式第１号（第３条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="5">電話健康相談送付者リスト</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="5">亀山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称/保護管理者</td><td colspan="5">健康福祉部健康推進課（地域包括連携グループ）/健康推進課長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="5">高齢者（75 歳以上）が無料で通話・相談できる電話健康相談を送付するため。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">記録項目</td><td>基本的事項</td><td>家庭､社会生活</td><td>経済活動</td><td>心身関係</td><td>知識、能力</td></tr>
<tr><td>☐個人番号
☑氏名
☑住所
☑生年月日
☐性別
☐年齢
☐国籍
☐本籍
☐続柄、親族関係
☐戸籍の身分事項
☐その他
（　　）</td><td>☐電話番号
☐家庭状況
☐職業、職歴
☐地位
☐資格、免許
☐団体加入
☐賞罰、犯罪歴
☐その他
（　　）</td><td>☐収入
☐財産状況
☐課税、納税額
☐取引状況
☐公的扶助
☐その他
（　　）</td><td>☐健康状態
☐病歴
☐妊娠、出産
☐障がい
☐容姿、特徴
☐その他
（　　）</td><td>☐学業成績
☐勤務成績
☐試験成績
☐その他
（　　）
その他</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="5">送付月の前月に 75 歳を迎えた者。</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="5">住民基本台帳から抽出する。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="5">☐含む　　☑含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="5">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="5">（名　称）亀山市総務財政部財務課</td></tr>
<tr><td colspan="5">（所在地）亀山市本丸町 577 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="5">なし</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの種別</td><td colspan="3">☑電算処理ファイル
（法第 60 条第２項第１号）
☐政令第 21 条第７項に該当するファイル（※）</td><td colspan="2">☑紙媒体のファイル
（法第 60 条第２項第２号）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

※電算処理ファイルと同じ利用目的・記録範囲内である個人情報が記載されている紙媒体のファイルがある場合は、チェックを入れる。